

防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校病院医療情報委員会規則を次のように定める。

昭和55年2月1日

防衛医科大学校病院長 細野清士

防衛医科大学校病院医療情報委員会規則

改正 昭和55年4月5日規則第7号
平成4年3月5日規則第2号
平成9年10月1日規則第5号
平成13年4月12日規則第1号
平成14年4月1日規則第3号
平成18年3月31日規則第3号
平成23年4月1日規則第5号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 委員会（第2条－第7条）
- 第3章 運営部会（第5条－第7条）
- 第4章 雑則（第8条・第9条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院における外来診療録、入院診療録、X線フィルム及びこれらのうち電子媒体化されたもの（以下「医療記録」という。）に関する事項を審議し、もって医療記録の適正、かつ効率的な運用を図るための防衛医科大学校病院医療情報委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員会

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員14名をもって構成する。

2 委員長は、医療情報部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 副院長(管理・運営担当)

(2) 内科系診療科及び部門長のうちから病院長の指名する者 2名

(3) 外科系診療科及び部門長のうちから病院長の指名する者 2名

(4) 医療安全・感染対策部長

(5) 検査部長

(6) 放射線部長

(7) 総合臨床部長

(8) 薬剤部長

(9) 看護部長

(10) 医療情報部副部長

(11) 病院企画調整官

(12) 病院運営課長

4 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

6 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 医療記録の管理に関すること。

(2) 医療記録の様式の制定及び改廃に関すること。

(3) その他医療記録に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

第3章 小委員会

(設置)

第5条 委員会に、第3条に掲げる事項の細部事項を審議するため小委員会を置く。

(構成)

第6条 小委員会は、小委員長及び第2条第3項により指名された委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する。

2 小委員長は、委員長をもって充てる。

(会議)

第7条 小委員会は、必要に応じ開催する。

2 小委員長は、小委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 小委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

4 小委員長は、必要に応じ、委員会の承認を得て委員以外の職員を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見を求めることができる。

5 小委員長は、審議の結果を委員会に報告するものとする。

第4章 雑則

(庶務)

第8条 委員会及び小委員会の庶務は、医療情報部において行う。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会及び小委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年3月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。